

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	主事又は技師の職務	693	11.3	主事 技師 教務 社会福祉主事 児童福祉司 心理判定員 相談調査員 児童指導員 児童自立支援専門員 児童生活支援員 保育技師 建築技師 電気技師 通信技師 文化財主事 司書 学校司書 航空整備士	456 161 5 17 7 3 4 10 1 1 1 7 8 1 1 6 2 2	係員級
				計	693	
2級	一 副主査の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	959	15.7	主事 技師 教務 社会福祉主事 児童福祉司 心理判定員 相談調査員 児童指導員 保育技師 建築技師 電気技師 通信技師 司書 学校司書 二等航海士 三等機関士 少年警察補導員 心理カウンセラー 航海士 副主査 副教務主任 副主任児童福祉司 副主任相談調査員 主任	586 240 5 14 7 11 6 9 8 9 5 2 4 12 1 1 4 1 1 1 13 1 1 1 17	係員級 上級係員級
				計	959	
3級	一 主査の職務 二 困難な業務を行う副主査の職務	1,308	21.4	専門員 副主査 副教務主任 副主任社会福祉主事 副主任児童福祉司 副主任心理判定員 副主任児童指導員 副主任児童自立支援専門員 副主任保育技師 副主任建築技師 副主任電気技師 文化財副主査 副主任司書 副主任学校司書 副主任少年警察補導員 副機関長 指導員（再任用） 主査 教務主任 主任社会福祉主事 主任身体障害者福祉司 主任児童福祉司 主任心理判定員 主任児童指導員 主任児童自立支援専門員 主任保育技師 主任建築技師 主任電気技師 主任通信技師 文化財主査 主任司書 主任学校司書 主任少年警察補導員	220 714 9 6 8 8 3 4 4 4 32 4 3 2 5 13 1 12 205 5 1 1 10 2 5 3 3 3 9 5 1 2 3 2 2 3	係員級 上級係員級 主査級（係長級）
				計	1,308	

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
4級	一 主任主査の職務 二 困難な業務を行う主任主査の職務 三 出先機関の課長の職務	1,549	25.3	副主任主査	3	上級係員級
				副主任交通巡視員	1	
				主査	828	
				機関長、通信長	3	
				土木事務所等の課長	5	
				教務主任	34	
				主任社会福祉主事	12	
				主任身体障害者福祉司	2	
				主任児童福祉司	9	
				主任心理判定員	15	
				主任相談調査員	2	
				主任児童指導員	12	
				主任生活指導員	1	
				主任児童自立支援専門員	1	
				主任保育技師	9	
				主任建築技師	14	
				主任電気技師	27	
				主任通信技師	4	
				テクノアカデミー学科長心得	2	
				文化財主査	1	
				主任司書	4	
				主任学校司書	8	
				係長	27	
				主任少年警察補導員	70	
				主任心理カウンセラー	4	
				主任交通巡視員	1	
				主任主査	4	
				農林事務所等の課長	380	
				総合療育センター生活指導部長	22	
				農業総合センター農業短期大学校部長	1	
				農業総合センター農業短期大学校学科長	1	
				船長	4	
				機関長	1	
				専門教務主任	1	
				専門社会福祉主事	2	
				専門児童福祉司	10	主任主査級 (課長補佐級)
				専門心理判定員	1	
				専門保育技師	2	
				専門建築技師	1	
				専門電気技師	8	
				専門文化財主査	3	
				専門司書	1	
				課長補佐	2	
				専門少年警察補導員	4	
				警察署課長	1	
					2	
				計	1,549	
5級	一 本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 二 困難な業務を行う主任主査の職務 三 出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務 四 規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務	682	11.2	主任主査	306	主任主査級 (課長補佐級)
				農業総合センター短期大学校等の学科長	4	
				農林事務所等の課長	172	
				船長	2	
				機関長、通信長	2	
				専門教務主任	3	
				専門社会福祉主事	4	
				専門児童福祉司	1	
				専門相談調査員	1	
				専門児童自立支援専門員	1	
				専門保育技師	1	
				専門工事検査員	6	
				専門技術管理員	15	
				専門建築技師	9	
				専門通信技師	1	
				専門電気技師	7	
				専門文化財主査	1	
				図書館資料情報サービス部長	1	
				課長補佐	1	
				科長	48	
				専門少年警察補導員	1	
				警察署課長	6	
				副課長	20	
				地方振興局等の副部長・副室長	28	
				建設事務所等の次長	16	
				建設事務所等の部長	8	
				事務長	3	
				練習船舶長	14	
					1	
				計	682	

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
6級	一 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 四 出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 五 規模の大きい出先機関の部長又は室長の職務 六 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務	697	11.4	主任主査	2	主任主査級
				地方振興局等の課長	1	
				副課長	21	
				地方振興局出納室副室長	1	
				テクノアカデミー副校長	2	
				農林事務所等の副部長	28	
				農林事務所農業普及所等の次長	12	
				建設事務所等の部長	11	
				土木事務所等の所長	12	
				事務長	12	
				本庁の課長・室長	49	
				主幹	378	
				地方振興局等の部長・室長	60	
				保健福祉事務所等の副所長	6	
				若松乳児院長、福島学園等の学園長	3	
				総合衛生学院長	1	
				テクノアカデミー校長	2	
				農林事務所等の次長	25	
				農林事務所農業普及所等の所長	31	
				農業総合センター農業短期大学校副校長	1	
7級	一 本庁又は委員会等の事務局の部次長又は局次長の職務 二 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 四 規模の大きい出先機関の次長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長若しくは室長の職務	141	2.3	ふたば復興事務所長	1	
				事務長	1	
				交通管制官	33	
				会計官	1	
					4	
					計	697
				本庁及び委員会等の事務局の課長・室長	98	
				地方振興局等の部長	2	
				東京事務所課長	1	
				建設事務所等の所長	11	
				建設事務所次長	2	
				監査参事	3	
				企画主幹	1	
				部参事	4	
				地方振興局次長	5	
				環境創造センター副所長	1	
				農林事務所長	2	
				農業総合センター副所長	1	
				農業総合センター農業短期大学校長	1	
8級	一 本庁又は委員会等の事務局の重要な業務を所掌する部次長又は局次長の職務 二 規模の大きい出先機関の長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の次長の職務	49	0.8	建設事務所長	3	
				事務局次長	2	
				教育センター所長	1	
				美術館長	1	
				博物館長	1	
				参事	1	
					計	141
				政策監	8	
				風評・風化対策監	1	
				福島イノベーション・コースト構想推進監	1	
				環境回復推進監	1	
				再生可能エネルギー産業推進監	1	
				食産業振興監	1	
				県立高校改革監	1	
				本庁及び委員会等の事務局の次長	25	
				地方振興局次長	2	
				東京事務所次長	1	
				消防学校長	1	
				テクノアカデミー郡山校長	1	
				農林事務所長等の所長	2	
				本庁の参事	2	
				図書館副館長	1	
					計	49

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
9級	一 本庁の部長又は局長の職務 二 会計管理者の職務 三 委員会等の事務局の長の職務 四 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務	31	0.5	本庁部長 会計管理者 原子力損害対策担当理事 本庁局長 理事 技監 地方振興局長 東京事務所長 県北農林事務所長 農業総合センター所長 県北建設事務所長 委員会の事務局長 議会事務局長 図書館長	6 1 1 4 1 2 7 1 1 1 1 3 1 1	部長級
10級	本庁の重要な業務を所掌する部長の職務	2	0.0	本庁部長	2	部長級
合計		6,111	100.0		31	

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	1,839	30.1
上級係員級	865	14.2
主査級（係長級）	1,358	22.2
主任主査級（課長補佐級）	1,062	17.4
副課長級	169	2.8
課長級	713	11.7
部次長級（参事級）	72	1.2
部長級	33	0.5
合計	6,111	100.0

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	巡査の職務	467	13.4	係員 初任科生	343 124	巡査
				計	467	
2級	一 巡査長の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務	353	10.1	係員 主任	348 5	巡査 巡査部長
				計	353	
3級	一 主任の職務 二 困難な業務を行う巡査長の職務	832	23.8	係員 主任	429 403	巡査 巡査部長
				計	832	
4級	一 係長の職務 二 困難な業務を行う主任の職務	1,048	30.0	係員 指導員（再任用） 主任 係長 班長 専門官 分駐隊長（警部補） 交番所長（幹部交番以外）	15 37 558 251 153 11 1 22	巡査 巡査部長 警部補
				計	1,048	
5級	一 警察本部の課長補佐の職務 二 警察署の課長の職務 三 困難な業務を行う係長の職務	548	15.7	係長 係長（再任用） 班長 専門官 分駐隊長（警部補） 分駐隊長（再任用） 交番所長（幹部交番以外） 専門指導員（再任用） 課長補佐 専門職 隊長補佐 科長 分駐隊長（警部） 警察署課長 警察署課長代理	337 5 4 4 19 1 27 17 51 1 1 4 1 64 12	警部補 警部
				計	548	
6級	一 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 二 困難な業務を行う警察署の課長の職務	79	2.3	課長補佐 機動鑑識隊長 分駐隊長（警部） 警察署課長 警察署課長代理	43 1 1 33 1	警部
				計	79	

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
7級	一 警察本部の課長、隊長又は調査官の職務 二 警察署の署長の職務 三 警察署の副署長の職務	132	3.8	次席（警部）	17	警部
				副隊長（警部）	4	
				課長補佐	2	
				鉄道警察隊長	1	
				次長	8	
				警察署課長	11	
				警察署長	8	
				部付	1	
				県本部課長	14	
				科学捜査研究所長	1	
				機動捜査隊長	1	
				高速道路交通警察隊長	1	
				機動隊長	1	
				監察官	1	
				部主幹	1	
				通信指令室長	1	
				検視官室長	1	
				次席（警視）	2	
				副校長（教官）	1	
				調査官	6	
				企画官	1	
				管理官	6	
				指導官	8	
				対策官	3	
				広報官	1	
				広域捜査官	1	
				警衛警護官	1	
				副署長	21	
				地域交通官	3	
				刑事官	4	
				計	132	
8級	一 警察本部の参事官の職務 二 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 三 規模の大きい警察署の署長の職務	14	0.4	参事官	8	警視
				警察署長	5	
				交通機動隊長	1	
				計	14	
9級	一 警察本部の部長の職務 二 重要な業務を所掌する警察本部の参事官の職務 三 特に規模の大きい警察署の署長の職務	15	0.4	総務監	1	警視
				警備監	1	
				統括参事官	6	
				警察学校校長	1	
				警察署長	6	
				計	15	
10級	人事委員会が定める警察本部の部長の職務	1	0.0	部長	1	警視
				計	1	
合計		3,489	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
巡査	1,259	36.1
巡査部長	1,003	28.7
警部補	852	24.4
警部	256	7.3
警視	119	3.4
合計	3,489	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

教育職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	一 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 二 中学校の講師、助教諭、養護助教諭又は寄宿舎指導員の職務 三 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	690	12.9	実習助手	40	実習助手級
				実習助手（再任用）	21	
				実習助手（臨時の任用）	62	
				講師	25	
				講師（臨時の任用）	422	
				養護助教諭	4	
				養護助教諭（臨時の任用）	13	
				寄宿舎指導員	40	
				寄宿舎指導員（臨時の任用）	16	
				実習講師	46	
2級	一 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 二 中学校の教諭又は栄養教諭又は養護教諭の職務 三 特別支援学校の教諭又は養護教諭の職務	4,300	80.3	教諭	1	教諭級
				計	690	
特2級	一 高等学校の主幹教諭の職務 二 中学校の主幹教諭の職務 三 特別支援学校の主幹教諭の職務	0	0.0	実習教諭	146	実習助手級
				主任実習講師	23	
				主任寄宿舎指導員	10	
				教諭	3,775	
				教諭（再任用）	165	教諭級
				栄養教諭	1	
				養護教諭	118	
				養護教諭（再任用）	2	
				管理主事	13	主査級
				指導主事	43	
3級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の副校長又は教頭の職務 三 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	268	5.0	社会教育主事	3	
				主任指導主事	1	主任主査級
				計	4,300	
4級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	95	1.8	該当なし		主幹教諭級
				計	0	
				管理主事	34	主査級
				指導主事	20	
特3級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の副校長又は教頭の職務 三 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	268	5.0	社会教育主事	12	主任主査級
				主任管理主事	12	
				主任指導主事	12	
				主任社会教育主事	9	
				特別支援教育センター部長	1	教頭級
				教頭	160	
				副校長	8	副校長級
				計	268	
特4級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	95	1.8	副校長	1	副校長級
				校長	94	校長級
				計	95	
合計		5,353	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
実習助手級	868	16.2
教諭級	4,062	75.9
主査級	125	2.3
主幹教諭級	0	0.0
主任主査級	35	0.7
教頭級	160	3.0
副校長級	9	0.2
校長級	94	1.8
合計	5,353	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

研究職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)		
1級	研究員の職務	93	27.1	研究員	91	係員級	
				学芸員	2		
				計	93		
2級	一 主任研究員の職務 二 副主任研究員の職務	75	21.9	専門員	21	係員級	
				副主任研究員	40		
				副主任学芸員	5	上級係員級	
				主任研究員	5		
				主任学芸員	4	主査級 (係長級)	
				計	75		
3級	一 試験研究機関の部長の職務 二 専門研究員の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務	105	30.6	主任研究員	76	主査級 (係長級)	
				主任学芸員	9		
				農業総合センター等の科長	10		
				水産海洋研究センター等の部長	2	主任主査級 (課長補佐級)	
				専門研究員	7		
				専門学芸員	1		
				計	105		
4級	一 困難な研究を行う試験研究機関の部長の職務 二 困難な研究を行う専門研究員の職務 三 困難な研究を行う試験研究機関の科長の職務	38	11.1	ハイテクプラザ等の科長	18	主任主査級 (課長補佐級)	
				林業研究センター等の部長	6		
				博物館学芸課長	1		
				専門研究員	10	副課長級	
				専門学芸員	2		
				水産資源研究所副所長	1		
				計	38		
5級	一 試験研究機関の長の職務 二 規模の大きい試験研究機関の副所長又は副場長の職務 三 主任専門研究員の職務 四 困難な研究を行う規模の大きい試験研究機関の部長又は室長の職務	32	9.3	ハイテクプラザ部長	1	副課長級	
				ハイテクプラザ技術支援センター等の副所長	2		
				農業総合センター作物園芸部副部長	1		
				農業総合センター研究所分場長	1	課長級	
				農業総合センター浜地域研究所長	1		
				美術館副館長心得	1		
				環境創造センター部長	1	部次長級	
				ハイテクプラザ等の副所長	3		
				農業総合センター部長・室長	4		
				農業総合センター研究所等の所長	5	部次長級	
				内水面水産試験場長	1		
				主任専門研究員	9		
				博物館副館長	1	部次長級	
				農業総合センター副所長	1		
				計	32		
		合計	343	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	114	33.2
上級係員級	45	13.1
主査級(係長級)	94	27.4
主任主査級(課長補佐級)	57	16.6
副課長級	8	2.3
課長級	24	7.0
部次長級	1	0.3
合計	343	100.0

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

医療職給料表（一）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	医員の職務	1	3.8	医員	1	係員級
				計	1	
2級	医長の職務	5	19.2	医長	5	主査級
				計	5	
3級	一 出先機関の副所長、部長 又はセンター長の職務 二 科部長又は科長の職務	11	42.3	科長 科部長 副課長 保健福祉事務所副所長	1 8 1 1 計 11	主任主査級 副課長級
4級	一 本庁の部次長又は課長の職務 二 出先機関の長の職務 三 主幹の職務	9	34.6	本庁課長 主幹 保健福祉事務所長 総合療育センター所長 精神保健福祉センター所長 保健福祉事務所長	1 2 1 1 1 3 計 9	課長級 部次長級
	合計	26	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	1	3.8
主査級	5	19.2
主任主査級	9	34.6
副課長級	2	7.7
課長級	6	23.1
部次長級	3	11.5
合計	26	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

医療職給料表（二）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)		
1級	教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務	2	0.9	栄養技師	1	係員級	
				医療技師	1		
2級	一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 二 獣医技師又は薬剤技師の職務	31	13.9	計	2	係員級	
				栄養技師	8		
3級	一 副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務 二 困難な業務を行う獣医技師又は薬剤技師の職務	49	22.0	獣医技師	12	係員級	
				薬剤技師	2		
4級	教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務	58	26.0	医療技師	9	上級係員級	
				計	31		
5級	一 出先機関の次長又は副所長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務 五 困難な業務を行う主任獣医技師又は主任薬剤技師の職務	65	29.1	専門員	18	主査級	
				獣医技師	7		
6級	一 出先機関の長の職務 二 規模の大きい出先機関の部長の職務 三 主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務 四 困難な業務を所掌する出先機関の次長又は副所長の職務 五 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長の職務	18	8.1	薬剤技師	5	副課長級	
				医療技師	1		
7級	一 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務	0	0.0	保健福祉事務所等の課長	14	課長級	
				総合衛生学院学科長	2		
合計		223	100.0	専門教務主任	1		
				専門栄養技師	1		
				専門獣医技師	7		
				専門薬剤技師	13		
				専門医療技師	5		
				計	65		

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	63	28.3
上級係員級	19	8.5
主査級	80	35.9
主任主査級	43	19.3
副課長級	8	3.6
課長級	10	4.5
合計	223	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

医療職給料表（三）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	准看護技師の職務	0	0	該当者なし		係員級
2級	保健技師、助産技師、看護技師又は教務の職務	50	24.3	看護技師 保健技師	6 44	係員級
					計 50	
3級	一 主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務 二 副主任保健技師、副主任助産技師、副主任看護技師又は副教務主任の職務	50	24.3	専門員 副主任看護技師 副主任保健技師 主任看護技師 主任保健技師	13 10 21 2 4	係員級 上級係員級 主査級
					計 50	
4級	困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務	40	19.4	教務主任 主任看護技師 主任保健技師 主任助産技師	4 21 14 1	主査級 (係長級)
					計 40	
5級	一 出先機関の部長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務	57	27.7	教務主任 主任看護技師 主任保健技師 主任助産技師 保健福祉事務所課長、総合衛生学院学科長 専門教務主任 専門看護技師 専門保健技師	1 17 5 1 5 2 12 14	主査級 主任主査級
					計 57	
6級	一 規模の大きい出先機関の部長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の部長の職務 四 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 五 困難な業務を行う出先機関の課長又は学科長の職務 六 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務	9	4.4	保健福祉事務所副部長、保健福祉事務所出張所長 総合衛生学院教務部長 主幹 保健福祉事務所部長 主任専門看護技師	4 1 1 2 1	副課長級 課長級
					計 9	
7級	困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務	0	0	該当者なし		
					計 0	
	合計	206	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	63	30.6
上級係員級	31	15.0
主査級（係長級）	70	34.0
主任主査級	33	16.0
副課長級	5	2.4
課長級	4	1.9
合計	206	100.0

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

事務職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)			
1級	主事又は技師の職務	187	29.7	主事	139	係員級		
				主事（臨時の任用）	48			
				計	187			
2級	一 副主査の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	30	4.8	主事	30	係員級		
				計	30			
3級	一 主査の職務 二 困難な業務を行う副主査の職務	67	10.7	副主査	9	上級係員級		
				主査	21			
				主査（再任用）	37			
				計	67			
4級	一 主任主査の職務 二 困難な業務を行う主査の職務 三 出先機関の課長の職務	302	48.0	主査	257	主査級		
				主任主査	45			
				計	302			
5級	一 本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 二 困難な業務を行う主任主査の職務 三 出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務 四 規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務	43	6.8	主任主査	43	主任主査級		
				計	43			
				合計	629	100.0		

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	217	34.5
上級係員級	9	1.4
主査級	315	50.1
主任主査級	88	14.0
合計	629	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

医療職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務	35	31.3	栄養技師 栄養技師（臨時の任用）	10 25	係員級
				計	35	
2級	一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 二 獣医技師又は薬剤技師の職務	23	20.5	栄養技師	23	係員級
				計	23	
3級	一 副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務 二 困難な業務を行う獣医技師又は薬剤技師の職務	13	11.6	副主任栄養技師	13	上級係員級
				計	13	
4級	教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務	25	22.3	主任栄養技師	25	主査級
				計	25	
5級	一 出先機関の次長又は副所長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務 五 困難な業務を行う主任獣医技師又は主任薬剤技師の職務	16	14.3	主任栄養技師	16	主査級
				計	16	
	合計	112	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	58	51.8
上級係員級	13	11.6
主査級	41	36.6
合計	112	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

高等学校教育職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	講師、助教諭、養護助教諭又は寄宿舎指導員の職務	10	15.2	講師（臨時の任用）	10	臨時の任用職員級
				計	10	
2級	教諭、栄養教諭又は養護教諭の職務	53	80.3	教諭 教諭（再任用） 養護教諭 栄養教諭	45 5 2 1	教諭級
				計	53	
特2級	主幹教諭の職務	0	0.0	該当者なし		主幹教諭級
				計	0	
3級	副校長又は教頭の職務	2	3.0	教頭	2	教頭級
				計	2	
4級	校長の職務	1	1.5	校長	1	校長級
				計	1	
合計		66	100.0			

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

小学校・中学校教育職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,095	10.0	講師（臨時の任用）	990	臨時の任用職員級
				養護助教諭（臨時の任用）	105	
				計	1,095	
2級	教諭、栄養教諭又は養護教諭の職務	8,489	77.9	教諭 教諭（再任用） 養護教諭 養護教諭（再任用） 栄養教諭 栄養教諭（再任用）	7,258 599 544 19 67 2	教諭級
				計	8,489	
特2級	主幹教諭の職務	41	0.4	主幹教諭 計	41 41	主幹教諭級
3級	副校長又は教頭の職務	667	6.1	教頭 副校長 計	654 13 667	教頭級 副校長級
4級	校長の職務	606	5.6	校長 校長（再任用） 計	575 31 606	校長級
	合計	10,898	100.0			

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	一 技能員、運転手、交換手、ボイラー技士、調理員、甲板員、操機員又は司厨(ちゅう)員（以下「技能職員」という。）の職務 二 守衛の職務 三 用務員の職務 四 農場管理員、動物管理員、道路補修員又は庁務管理員（以下「労務職員」という。）の職務	9	4.1	技能員 農場管理員 動物管理員 甲板員 操機員	1 3 2 2 1	
				計	9	
2級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする守衛の職務 三 高度の経験を必要とする用務員の職務 四 高度の経験を必要とする労務職員の職務	5	2.3	農場管理員 甲板員 司厨員	1 3 1	
				計	5	
3級	一 主任技能員、主任運転手、主任交換手、主任ボイラー技士、主任調理員、甲板長、操機長、司厨(ちゅう)長、主任甲板員、主任操機員又は主任司厨(ちゅう)員（以下「主任技能職員」という。）の職務 二 主主任守衛の職務 三 主主任用務員の職務 四 主主任農場管理員、主任動物管理員又は主任庁務管理員（以下「主任労務職員」という。）の職務 五 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 六 特に高度の経験を必要とする守衛の職務 七 特に高度の経験を必要とする用務員の職務 八 特に高度の経験を必要とする労務職員の職務 九 専門員の職務	59	26.7	専門員 農場管理員 主任技能員 主任司厨員 操機員	55 1 1 1 1	技能労務職員級（係員級）
				計	59	
4級	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 高度の経験を必要とする主任用務員の職務 四 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務	33	14.9	主任技能員 主任運転手 主任農場管理員 主任動物管理員 主任庁務管理員 主任甲板員 主任用務員	2 5 6 5 7 1 7	
				計	33	
5級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 特に高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 特に高度の経験を必要とする主任用務員の職務 四 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務	115	52.0	主任技能員 主任運転手 主任守衛 主任農場管理員 主任動物管理員 主任交換手 主任庁務管理員 主任ボイラー技士 主任調理員 甲板長 操機長 主任甲板員 主任用務員	6 41 1 20 13 1 2 1 1 1 1 1 26	
				計	115	
	合計	221	100.0			

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

特定任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項）

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	1	50.0	主幹	1	課長級
				計	1	
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務	1	50.0	ハイテクプラザ所長	1	部長級
				計	1	
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
合計		2	100.0			

第二号任期付研究員（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第2号）

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	4	36.4	研究員	1	係員級
				副主任研究員	2	上級係員級
				主任研究員	1	主査級
				計	4	
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	7	63.6	主任研究員	7	主査級
				計	7	
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
合計		11	100.0			